平成２３年（フ）第３７号
埼玉県比企郡滑川町月の輪１―29　レオパレスアートヒルズ211、住民票上の住所埼玉県久喜市南２丁目５番43号　山共ビル105号
債務者　日下部大輔
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
さいたま市桜区田島３丁目17番16号　ロキシービレッジ西浦和Ａ―102、住民票上の住所さいたま市桜区新開１丁目16番10号
債務者　中山　和万
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
埼玉県上尾市栄町12番14号　グリーンビラＢ―201、旧住所埼玉県鴻巣市本町４丁目７番27―403号　オーベル鴻巣
債務者　高橋不二人
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
埼玉県加須市久下２丁目30番地１　ビリアハイツ．南
債務者　寒河江和子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
さいたま市中央区本町東７丁目４番18―306号、旧住所さいたま市中央区本町東７丁目14番６―206号
債務者　千葉　敦子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
さいたま市南区白幡５丁目１番28号　グリーンハイツ金幸1102
債務者　本間美恵子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
埼玉県朝霞市本町１丁目14番26―406号
債務者　井上　誉子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
さいたま市見沼区大字南中丸73番地６　森下ハイツＤ棟101、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸564番地３　中丸荘１―３
債務者　板橋　　守
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
さいたま市見沼区大字南中丸73番地６　森下ハイツＤ棟101、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸564番地３　中丸荘１―３
債務者　板橋　ヤヱ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
さいたま市大宮区桜木町４丁目457番地９
債務者　井上冨士夫
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
滋賀県米原市春照385番地
債務者　堀江　修司
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第５号
北海道根室市友知39番地
債務者　井川　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第３０号
栃木県佐野市犬伏下町2324番地７　須藤アパートＢ―３
債務者　笛田　征生
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第３１号
栃木県足利市末広町66番地16
債務者　岸　　孝
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第３２号
栃木県足利市末広町66番地16
債務者　岸　　裕枝
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１４号
熊本県八代市花園町６番地７
債務者　塘田　末子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部